

『モバイル市場の競争環境に関する研究会』 ご説明資料

2018年12月26日

WIRELESS CITY PLANNING 

当社概要

会社概要	
社名	Wireless City Planning株式会社
資本金	188億99百万円
主要株主 (議決権比率)	ソフトバンクグループ(32%) ノキアソリューションズ&ネットワークス(17%) エリクソン・ジャパン(17%) 他数社
主な沿革	旧株式会社ウィルコム [®] の再生支援の一環として設立(2010年6月11日) 同社が有していた2.5GHz帯に係る地位 [※] を承継(2010年12月7日) <small>※2.5GHzの周波数帯を使用する特定基地局の開設計画に関する無線局の免許人の地位および認定開設者の地位</small>
サービス概要	
提供役務	BWAアクセスサービス
提供エリア	全国
主なサービス提供形態	BWAアクセスサービスの卸電気通信役務提供

サービス提供形態

- 電気通信事業者向けにBWAアクセスサービス※の卸役務を提供

エンドユーザ向けに直接小売するサービスはなし

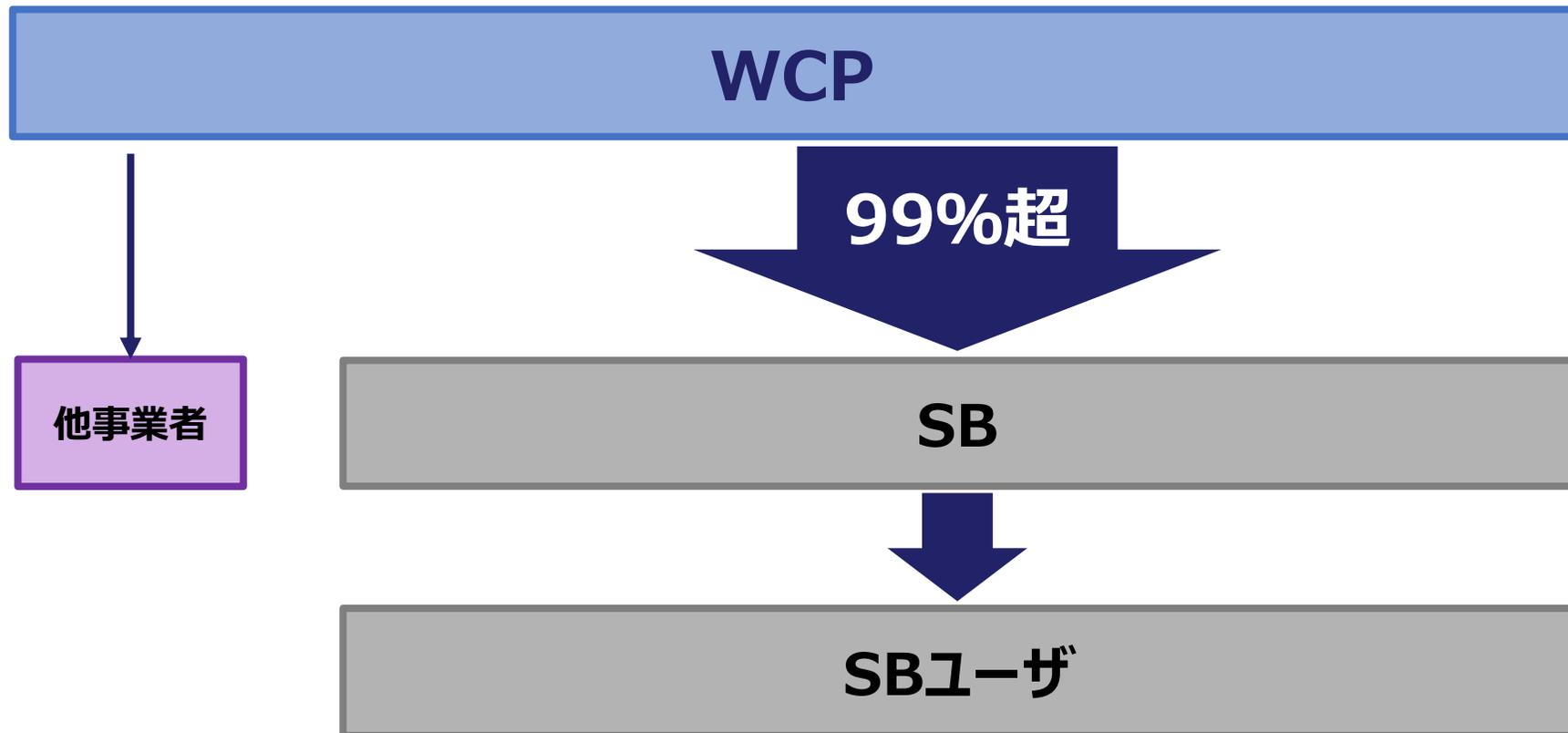
- L2接続は未提供

- 卸提供先はほぼ全てがソフトバンク株式会社(以下、SB)

※BWAアクセスサービスは、法令上音声通信サービスの提供不可(VoLTEも不可)

WCPの実態

WCP契約者数の9割超は
SBがユーザ獲得したことに付随



BWA事業者の交渉優位性

WCP単体での交渉上の優位性は一切存在せず、
現行の第二種指定電気通信設備制度の適用は明らかに過剰規制
(シェアについては、SBによるユーザ獲得分を除く等、
事業の実態を考慮した制度の在り方を検討していただきたい)

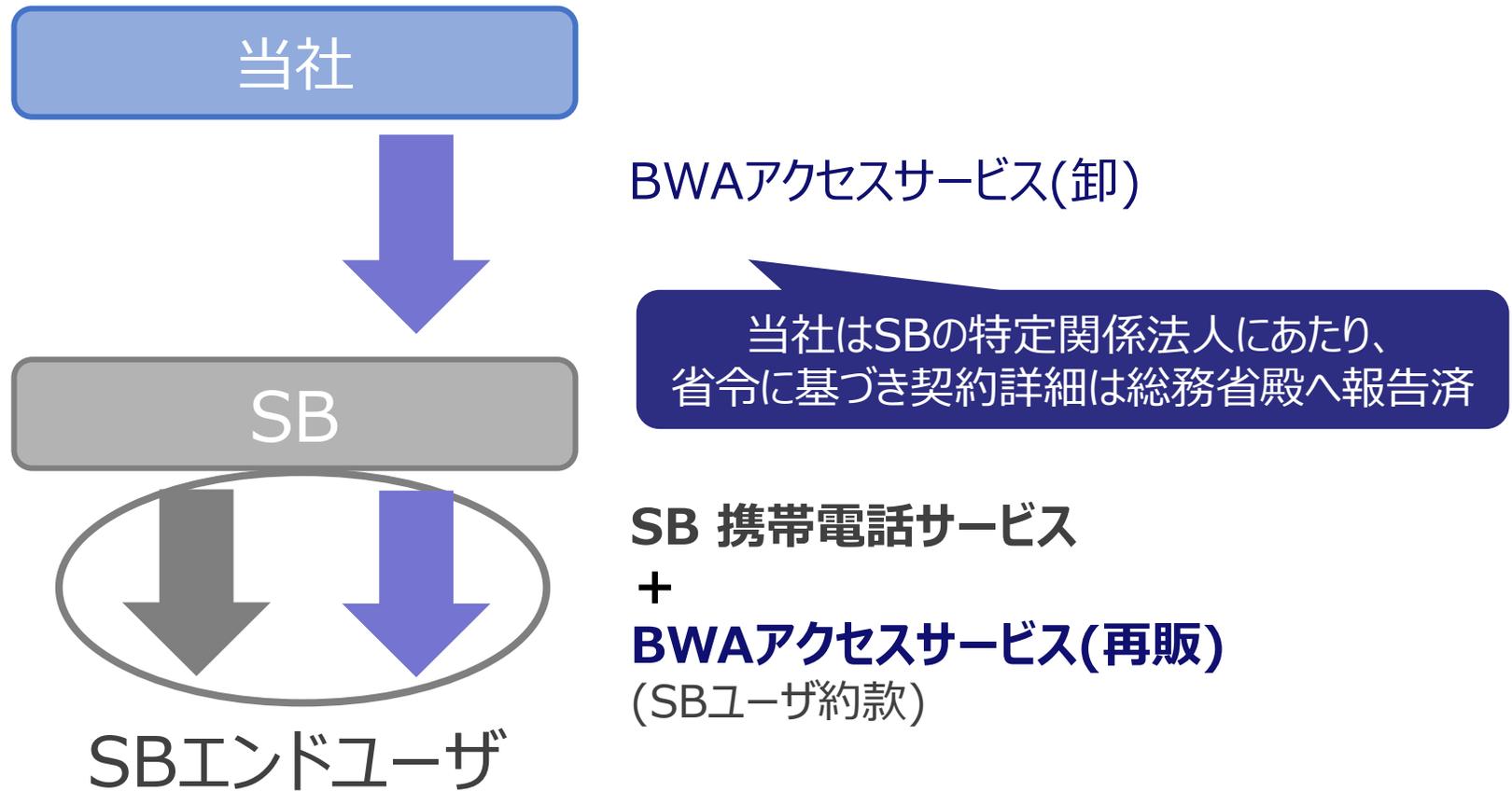
モバイル市場の公正競争に関する検討会報告書 (2018/4/27)

【第二種指定電気通信設備制度の適用の検討】

- ⑬ モバイルネットワークの接続料の透明性確保のための制度として、電気通信事業法では第二種指定電気通信設備制度が設けられている。インフラの開放という従来からの見地に加えて、上記のグループ内外の同等性の検証の見地からもこの制度の適用を検討すべきという意見があった。
- ⑭ これに関しては、MNOによるネットワーク提供について、透明性と**MNOとMVNO間、MNOのネットワークの提供を受けるMVNO同士の公平性等を確保するため、接続協議における交渉上の優位性の考え方を明確にする**とともに、総務省で、報告を受けている特定移動端末設備のシェアを勘案することにより、第二種指定電気通信設備制度の適用を検討することが必要である。
- ⑮ その際、**事業者間連携等の事業動向、市場動向や環境変化等を勘案して制度の在り方及び所要の措置について検討**を行うことが必要である。そして、**不要なアンバンドル（接続料の設定）を行う等、適用されるルールが過剰なものとならないようにする必要**がある。

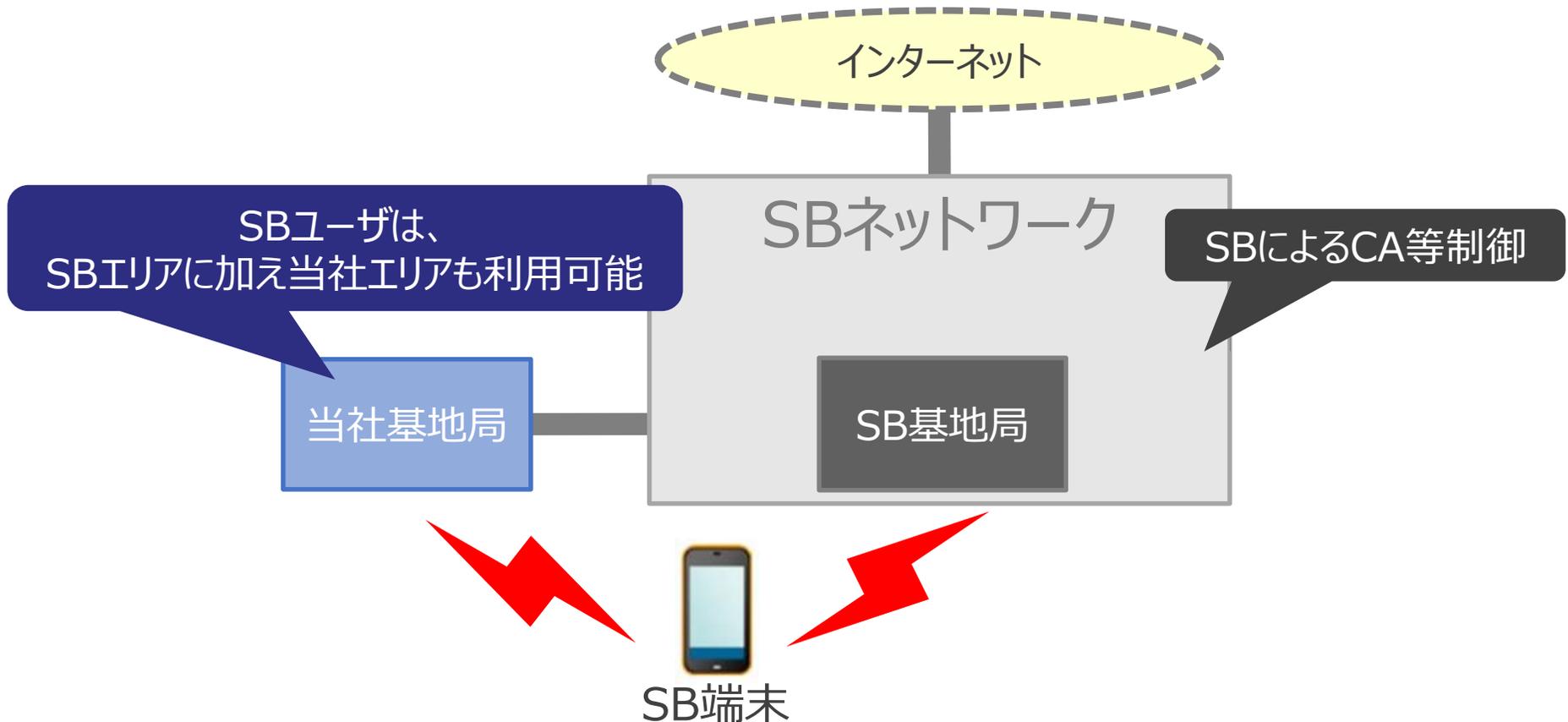
現状：当社とSBの連携①(契約)

- 当社、SB、エンドユーザ間の基本的な契約関係は下記のとおり



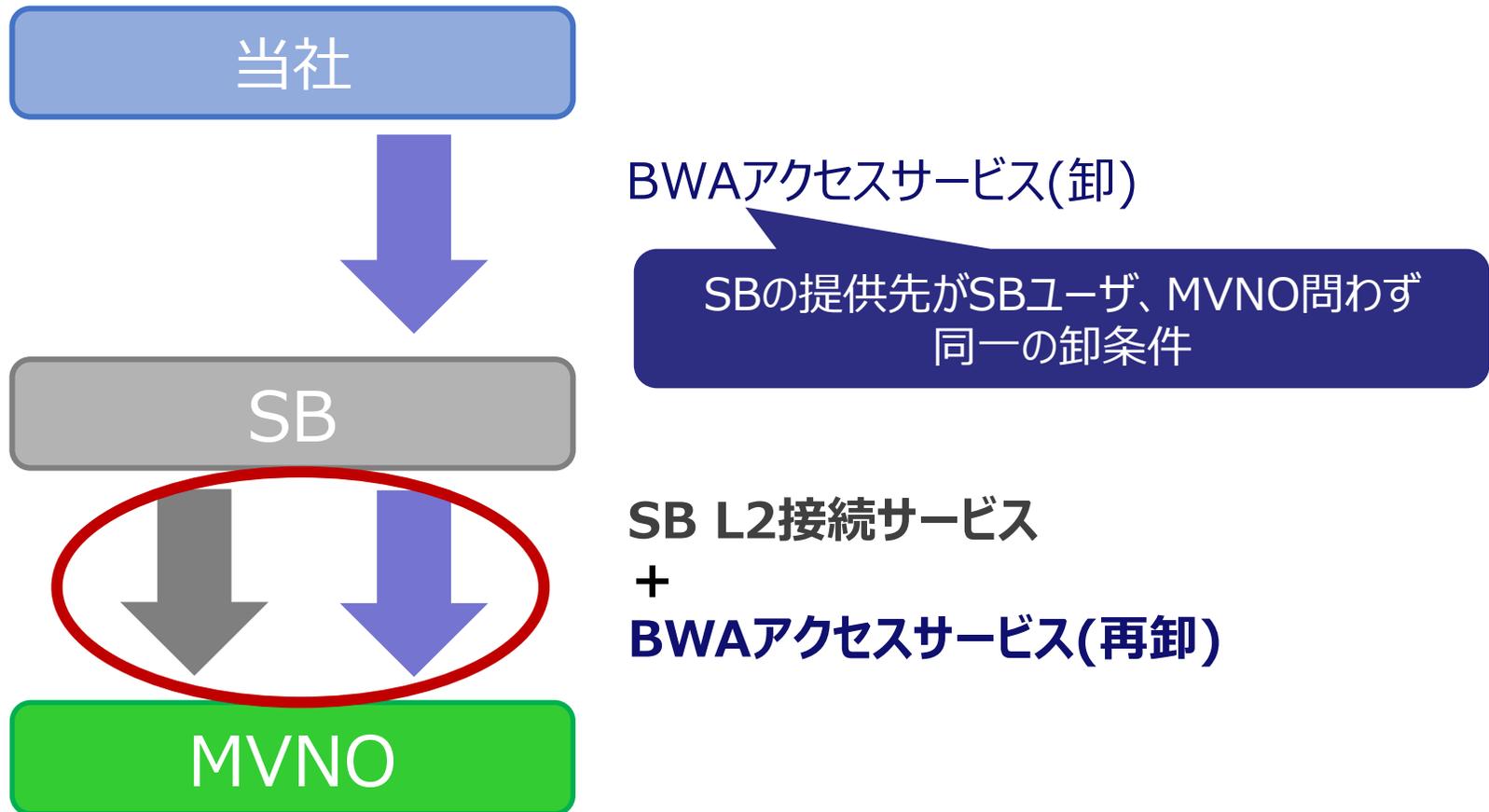
現状：当社とSBの連携②(仕組み)

- 前頁の契約整理に基づき、SBは当社BWAを利用したサービス(エリア補完・キャリアアグリゲーション(CA))を提供



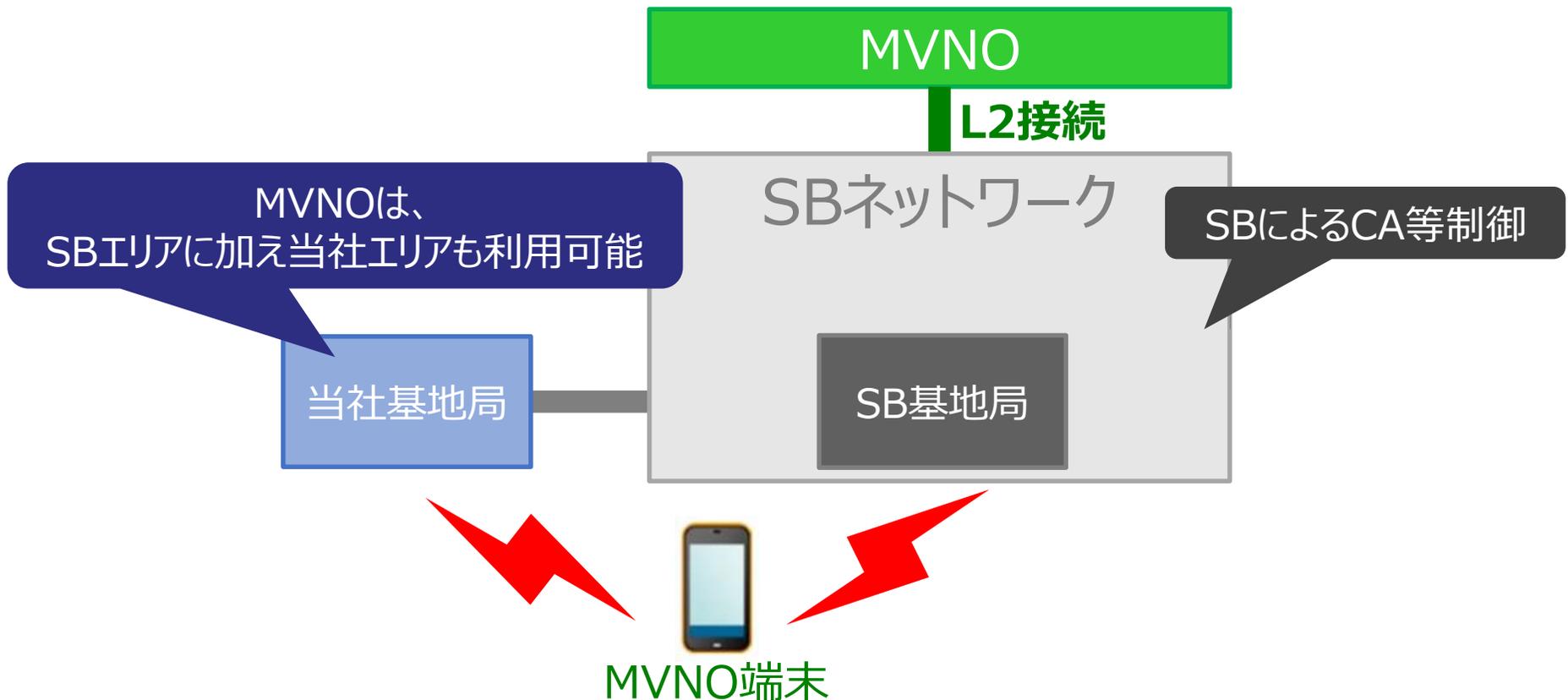
案：MVNOがSBと同等サービスを利用するには①(契約)

- 以下の整理で、SBと同等サービスをMVNOへ提供可能



案：MVNOがSBと同等サービスを利用するには②(仕組み)

- 前頁の整理に基づき、SBがL2接続とBWA再卸をMVNOに提供することで、MVNOはSBと同等サービス(エリア補完・CA)を利用可能(現在SBが提供しているMVNO向けUSIMにてそのまま利用可能)



まとめ

- MNOとMVNO間の同等性を確保し、MVNOのニーズ(SB同様のネットワークの連携利用)を満たすには、以下が適切と考える
 - ① SBにBWA再卸の提供義務を課す(SBと接続すればBWAも利用可能とする)
 - ② 当社とSB間の卸条件については、総務省での検証を通じて適正性を確保する

- なお、当社は以下の理由によりBWA事業者設備の二種指定は適切ではないと考える
 - ① 契約数の大部分がSBとの連携により獲得できたものであり、当社単独での市場支配力・交渉優位性は皆無であること
 - ② BWAアクセスサービスのみでは音声が利用不可等、MVNOのニーズを満たさないこと

參考資料

BWA設備の二種指定について

- 第二種指定電気通信設備制度における 10%という基準設定の経緯 及び BWA対象化の経緯 を踏まえると、外形的基準のみでのBWAの二種指定判断を行うことは適切ではないと考える
- 当社は携帯・BWA市場で一定の回線シェアを有しているが、SBの存在をもってシェアを獲得しており、当社単体でのサービス提供が市場に大きな影響を及ぼすことはなく、二種指定制度による規律が必要な状況ではないと考える

10%という基準設定の経緯

- 10%という基準は、
 - ① 当時のMNO3社と4位事業者の接続協議における顕著な優劣の発生 を背景に
 - ② 当時のMNO3社すべてを指定化する ために設けられた基準 との認識

○指定の基準値の見直し

こうした端末シェアの変化に伴い、接続協議における交渉上の地位も変化してきており、これを踏まえて指定の基準値を見直すことが適当である。

まず、寡占的な状態を構成する上位 3 事業者と 4 位の事業者（イー・アクセス）の間では端末シェアに顕著な差が存在するため、**接続協議における交渉上の地位についても顕著な優劣が生じている**と考えられる。こうした交渉上の地位の顕著な優劣を背景に、端末シェア上位 3 事業者は、4 位の事業者に対し、接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれがあると考えられる。

次に、上位 3 事業者間については、端末シェアが相当程度近接してきているため、接続協議における交渉上の地位の優劣の差も相当程度縮小してきていると考えられる。しかしながら、現状、上位 2 事業者には二種指定事業者としての規律が課される一方、3 位の事業者は非指定事業者として規律が課されていない。二種指定設備制度による規律が、接続約款の作成・公表・届出義務等を通じて、接続協議における二種指定事業者の交渉の自由度を制限することから、二種指定事業者の交渉力を低下させ、結果として相対的に非指定事業者の交渉力を高める効果があると考えられる。これを踏まえると、交渉上の地位の優劣の差がほとんど認められない寡占的な状態を構成する上位 3 事業者間において、当該規律の存否が非指定事業者の交渉力を相対的に優位にする形で不均衡を惹起するおそれがある。

以上の状況に対応し、公正な競争の確保を通じて利用者利便を増進させる観点からは、**寡占的な状態を構成する上位 3 位までの事業者**に**二種指定設備制度の規律を課することが適当である**。具体的な指定の基準値については、**上位 3 事業者を指定可能な、現行より低い基準値に見直すことが適当である**。

出典：資料35-1 電気通信事業法施行規則の一部改正について（諮問第 3 0 3 9 号）（平成24年5月29日 電気通信事業部会）